

人吉市農業委員会定例総会

(第5回)

平成28年5月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年5月25日

市役所第一別館202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 19 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 20 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

その他協議報告事項

○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理者	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生

同 16番 上野博司
同 17番 福屋智香子

議事録署名委員 11番 堤千鶴子
12番 島津良邦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長 荒毛正浩
次 長 和泉光代
主 任 堂坂高弘

開会：9時30分

○（議長）時間になりました。皆さんおはようございます。大変遅くなりましたが、先般からの熊本地震によって亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災をされました方々の早い立ち直りを強く願いたいと思います。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立をいたしました。

ただ今から、平成28年第5回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に11番委員、12番委員を指名いたします。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願い致します。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第19号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

○（事務局次長）日程第1・議第19号 朗読

○（議長）1番について11番委員の調査報告をお願い致します。

○（11番委員）おはようございます。1番についてご報告申し上げます。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農用地内です。面積は2,967㎡となっております。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は記載のとおりです。申請事由は農業経営の縮小。譲受人は記載のとおりです。申請事由は農業経営の拡張となっております。備考として贈与、水稻を栽培となっております。譲渡人と譲受人の関係は会社の従業員と社長です。調査書をご覧ください。1番の全部効率利用要件、該当しない。2番の常時従事、該当しない。5番の下限面積、該当しない。7番の地域との調和、該当しない。調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろし

くお願いします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について9番委員の調査報告をお願い致します。

- （9番委員）おはようございます。農地法3条の許可申請の2番についての調査報告をいたします。農地所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農振外でございます。面積は449㎡でございます。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の申請の理由としまして、農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡張でございます。これは年齢が逆転しておりますけれども、譲受人のほうは今、林業関係の仕事もされており、非常に元気でやっておられます。それと稼動人2名と書いてございますが、長男さんもおられて、日曜日には手伝いをされているということでもありますので、問題ないと思っております。調査書をご覧いただきたいと思っております。1番、4番、5番、7番について該当しないということで調査いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思っております。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

では次に関連いたします3番、4番について19番委員の調査報告をお願い致します。

- （19番委員）おはようございます。それでは3条の3番から4番まで報告をさせていただいて、そのあとに5番から10番までございますけれども、なにしろ多いので、よろしくお願ひ致します。それでは、3条の3番でございますけれども、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡張でございます。譲受人は現在、会社の社員であります。農業もやっておられます。4番でございますけれども、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。4番の譲受人は現在、公務員で

ございますけれども、来年には退職ということで「農業を頑張る。」ということでございます。この件につきましては、別紙の位置図を見ていただきますと、以前、皆さん方に一度協議をしていただきました、ソーラー発電用地の周辺になります。元々、3番、4番の申請地はソーラー発電用地として計画をされておられたわけですが、位置図を見ていただきますと、隣に倉庫ができて、影をうつということで事業計画変更にてこの部分を除外されております。譲受人の2名でございますけれども、ソーラー発電用地として農地を提供されておられます。やはり代替地を希望されており、今回、申請地が代替地になったということでございます。よって調査の結果でございますけれども、3番につきましては、農地法第3条の第2項第1号、4号、5号、7号に全て該当しないと判断いたしました。また、4番につきましても、1号、4号、5号、7号に全て該当しないとということで、どちらも問題ないと判断いたしましたので、皆様方のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の3番の報告について質疑はありませんか。7番委員。
- （7番委員）少し分からないので聞きますが、備考に転用事業用地の代替地と書いてありますが、交換ということでしょうか。
- （19番委員）交換ということではなく、代替地ということで無償移転での申請されておられます。詳しい内容については私のほうには分かりません。太陽光発電の会社が入っているようです。
- （7番委員）あとの5番から10番の絡みではないのですか。
- （19番委員）いいえ。その案件とは全然関係ございません。今の説明は3番、4番だけです。
- （議長）7番委員よろしいでしょうか。あとの3条とは関係ないということですので。
- （7番委員）その絡みがあるかと思ったものですから。これについては無償で渡すということですか。
- （19番委員）詳しい内容については分かりません。中に会社が入っているのです。
- （12番委員）ソーラー会社が仲介して、代替地を見つけたということですね。
- （議長）その件について、堂坂主任から説明があります。
- （事務局 堂坂主任）まず、これは平成26年に事業が行われたソーラー事業に伴うものがございますので、かなり前の案件になります。無償移転となっておりますのは、譲受人のお二人がその当時、ソーラー事業に農地を提供されておられ、その分ということになります。19番委員からあったようにお金がどれだけされているのかという詳細についてはこちらでは分かりませんが、少なくとも土地の交換といった形ですので、無償という形を事務局としてはとらせていただいております。実際には、どのようになっているかは詳細までは分からないということです。
- （議長）よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
次に4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
引き続き、19番委員に5番から10番までの調査報告をお願い致します。

- （19番委員） それでは5番から10番まででございますけれども、内容的には営農型太陽光発電施設事業の件でございます。簡単に説明をさせていただきます。5番ですけれども、農地の所在、地目、面積につきましては、記載のとおりでございます。譲渡人、譲受人もご覧のとおりでございます。理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡張となっております。申請地には葉蘭を栽培されるということでした。6番も農地の所在、地目、面積につきましては、ご覧のとおりでございます。譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。7番につきましても、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。8番につきましても、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。9番につきましても、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。10番につきましても、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。農地法第3条の調査書の5番から10番の譲渡人は6名でございます。譲受人は1人でございますけれども、地目は全て畑で、10筆。面積は合計の6,428㎡となっております。この件につきましては、同じ内容で今年の2月の定例会で新規就農をされるということで、3条許可の決定をいただいております。3月の定例会で5条申請がなされたわけですけれども、文化財の埋蔵地ということで、試掘をしなければならぬということで、いったん取り下げられまして、4月の定例会で再度3条の地上権設定の申請をされて、許可の決定をいただいております。そして5条の一時転用でございますけれども、意見の決定をいただいております。5条につきましては、県のほうに進達をされまして5月20日に許可の了解を得たということを話に聞いております。

そのようなことで、以前の申請の第二弾といたしますか、関連する申請となっております。調査の結果をご報告いたします。5番につきましては、農地法第3条の第2項第1号、4号、5号、7号に全て該当しないと判断いたしました。6番につきましても、1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。7番につきましても、1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。8番につきましても、1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。9番につきましても、1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。10番につきましても、1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。これらから問題ないと判断いたしましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の5番の報告について質疑はありませんか。12番委員。
- (12番委員) 今回の申請地も前回と同じように営農型をされるのでしょうか。
- (19番委員) 最終的には営農型太陽光発電施設への転用を予定されておられます。
- (12番委員) 前のように部分転用はされますか。
- (19番委員) この次にまた3条の地上権設定と5条の一時転用の申請があがってくるようでございます。
- (12番委員) この中に一部残る部分があるかと思いますが、それはどうなるのでしょうか。
- (19番委員) 残る部分については買収ができなかったようです。
- (12番委員) その残った部分はそのまま畑として残るといえることですか。
- (19番委員) はい。
- (議長) よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。12番委員。
- (12番委員) 譲受人が新規就農者になっていますか。
- (19番委員) 新規就農者です。
- (14番委員) 新規就農の計画書はあがってきていますか。
- (事務局長) 新規就農の計画はあがってきております。新規就農者の意見交換会に来ていただくように話しております。
- (12番委員) 私の家の近くに住んでおられるということですが、全然譲受人を知らないものですから。
- (議長) ほかにありませんか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
次に6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。
7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。
次に8番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。
9番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって9番は原案可決いたしました。
10番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって10番は原案可決いたしました。
11番から13番までを4番委員、調査報告をお願い致します。
- （4番委員）皆さんおはようございます。議第19号、3条の申請についてご報告を申し上げます。11番、12番、13番までをご報告いたします。
まず、11番でございますが、農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑でございます。農振区分は農振地外でございます。面積は4筆で合計の3,249㎡でございます。譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりでございます。譲渡人につきましては、申請理由といたしまして、農業経営の縮小、また、譲受人につきましては、農業経営の拡張でございます。申請地にはブルーベリーを植えられるということでございます。11番、12番、13番まで譲受人につきましては、同じ方でございます。経営面積が約5反ほどされておられます。
次に12番についてご報告を申しあげます。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は、畑。農振区分につきましては、農振地外でございます。面積は2筆で合計の1,668㎡でございます。譲渡人、譲受人につきましては、記載のとおりでございます。申請理由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡張でございます。
13番でございますが、農地の所在は記載のとおりでございます。地目は、1筆だけが畑になっております。畑の面積が257㎡。あとの3筆が田でございます。面積が合計の1,381㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請理由といたしまして、譲渡人につきましては現在、ご高齢でもございますし、農業もされておられませんので、廃業ということでございます。譲受人の農業経営の拡張となっております。3条の調査書を11番からご報告を申しあげます。1番、4番、5番、7番について該当しないということで何ら問題ないと判断いたしました。
12番につきましても、1番、4番、5番、7番について該当しないということで何ら問題ないと判断いたしました。13番につきましても、1番、4番、5番、7番について該当しないということで何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議の方よろしく申し上げます。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の11番について質疑はありませんか。
「 なし 」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって11番は原案可決いたしました。
次に12番の報告について質疑はありませんか。
「 なし 」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって12番は原案可決いたしました。
13番の報告について質疑はありませんか。
「 なし 」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって13番は原案可決いたしました。
引き続き、4番委員に14番について調査報告をお願い致します。
- (4番委員) それでは同じく3条の14番について報告を申しあげます。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田でございます。農振区分は農用地内でございます。面積は3, 119㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人につきましては、姉妹の方が東京と大阪におられまして、所有されておられる土地を処分されるということでございます。申請理由は農業経営の縮小ということでございます。譲受人につきましては、農業や建築業をされておられまして、所有されている田も最初は1反ほどでしたが、今では経営面積も1丁3反ほどに増えております。従業員も7、8人建築業に来ておられまして、息子さんもおられますので、日曜日や建築業の仕事がないときに農作業を皆さんでしておられます。申請の理由といたしましては、農業経営の拡張でございます。3条の調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないということで何ら問題ないと思います。皆さん方のご審議の方よろしく
お願いします。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の14番の報告について質疑はありませんか。
「 なし 」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって14番は原案可決いたしました。
15番について13番委員の調査報告をお願い致します。
- (13番委員) おはようございます。議第19号、農地法第3条の許可申請に対する15番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在地は記載のとおりです。地目は畑で、面積は2筆の949㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡張となっております。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、5番、7番に該当しないという判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願い致します。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の15番の報告について質疑はありますか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって15番は原案可決いたしました。
日程第2・議第20号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- (事務局次長) 日程第2・議第20号 朗読
- (議長) 1番について12番委員の調査報告をお願い致します。
- (12番委員) 農地法第5条の1番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田で、現況が雑種地となっております。面積は記載のとおりでございます。権利は賃貸借でございます。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用理由はコインランドリーの建設でございます。この案件は、現況が雑種地となっておりますが、これは以前、農業委員会の転用許可を受けている農地になります。なぜ登記が田のままかということ、転用許可後、法務局で地目変更の手続きをしなかったために、今回、また一からやり直すということであがってきております。被害防除の同意も出ております。調査書をご覧ください。立地基準、農地の区分と転用目的は、第三種農地の転用は、許可することができます。一般基準、1番、3番、5番、6番、8番に相当となっております。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されますので、皆さんご審議の方よろしく申し上げます。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。
「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について10番委員の調査報告をお願い致します。
- （10番委員）農地法第5条の2番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農振外となっております。面積は282㎡。有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設となっております。土地の選定理由といたしまして、現在、借家住まいで、第二子が生まれたことを機に、自分の母校でもある西小学校区内で幹線道路にも近い申請地に個人住宅を建設したいということでした。排水計画、雨水は敷地内における自然浸透式となっております。生活雑排水、汚水は敷地内に汚水マスを設け、公共下水道に接続放流する。被害防除計画も出ております。この土地は、両方に住宅が建っており、その真ん中に申請地が残っている状態で、隣接の宅地以上の高さの盛り土はなく、土砂等の流出はないと思われるが、万が一発生した場合は、当方において責任を持って対応するということでした。実質調査書をご覧ください。立地基準、農地の区分、第三種農地。該当事項とした判断理由、都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合、その他の農地、282㎡の100%。農地区分の転用目的、第三種農地の転用は、許可することができる。一般基準、1番、3番、6番、8番に相当と判断し、その結果から立地基準及び一般基準により許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。
「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第3・議第21号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第3・議第21号 朗読
- （議長）利用権設定の10番の利用権の設定を受ける者が12番と13番が10番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参

与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。おはかりいたします。出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって出席を許可いたします。それでは事務局の説明をお願いします。
- (事務局 堂坂主任) ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成28年5月18日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が36,631㎡、「畑」が8,586㎡、合計の45,217㎡あがってきております。一番下の所有権移転はありません。右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が16件、再設定が8件、合計の24件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をさせていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時15分まで各自で審査をお願い致します。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。10番と13番を除く貸借設定について原案説明のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。10番の貸借設定について原案説明のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願い

致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
13番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。来月の定例総会は、24日(金曜日)午前9時30分から第一別館202会議室で開催予定です。

(10時16分 終了)